

旭市下水道事業運営協議会 会議概要

1 日 時 令和8年2月18日(水) 午後1時15分～午後3時

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席者

桂山 順行 委員	出	崎山 政敏 委員	出	玉置 勘一郎 委員	出
高野 和彦 委員	出	宮内 柄一 委員	出	加瀬 三奈 委員	出
渡邊 恵美子 委員	出	阿部 美津江 委員	出		

事務局7名(向後課長 高木副課長 石田副主幹 品村副主幹 山本主査 竹中副主査 田中主事)

4 委嘱書交付式

1) 委嘱書交付

5 会議概要

1) 開 会

2) 市長あいさつ

3) 役員選任

- ・旭市下水道事業運営協議会規則第5条により、会長、副会長について、委員の互選とされている。
- ・事務局案はとの意見があり、事務局案として、会長に桂山委員、副会長に崎山委員を提案。
- ・委員からは賛成の意見をいただいた。

会 長 桂山委員

副会長 崎山委員 に決定

4) 役員あいさつ

6 報告事項

(1) 令和8年度旭市下水道事業会計予算(案)について

○業務の予定量

- ・経営戦略の数値から見込んでおり、いずれも微増となった。

○主な建設改良工事

- ・公共下水道管切廻し工事は、スーパーカスミ付近の冠水対策工事に伴うもので、費用は原因者側の建設課予算からの負担金で実施予定。
- ・ほかは、いずれも処理施設の浄化センターの機器類の更新工事で、インバータ更新は、令和7・8年度の2か年での工事となっている。

○収益的収入および支出

(収入の部)

- ・営業収益は1億2,665万円、前年度より174万2千円の増、1.4%増となった。
- ・ほとんどを占めるのが下水道使用料で、年間有収水量を主な利用者ごとに計算し、その結果、前年度より139万4千円の増、1.1%増となり1億2,615万8千円とな

ったことが、増えた主な要因である。

- ・その他営業収益が、241.7%増と率では大きく増えたが、これは指定工事店の更新手数料で、該当数が前年度より29也多いたためである。
- ・営業外収益は4億5,434万2千円、前年度より1,257万1千円の減、2.7%減となった。
- ・主な要因は他会計負担金で、こちらは一般会計からの基準内繰入金、令和8年度は1億1,123万6千円、前年度より286万2千円の減、2.5%減となった。
- ・また他会計補助金、こちらは一般会計からの基準外繰入金で、令和8年度は1億5,596万1千円、前年度より705万3千円の減、4.3%減となった。
- ・旭市の公共下水道では、経営を維持するために、基準外の繰り入れを継続的に行っている。
- ・令和8年度は、基準外の繰入金が減ったように見えるが、資本的収支でも一般会計からの基準外繰入金があり、双方合わせると、令和7年度より600万円ほど増えている。
- ・収入の主な説明は以上、令和8年度の収益的収入の合計は、5億8,099万2千円となり、前年度より1,082万9千円の減、1.8%減となった。

(支出の部)

- ・営業費用は5億690万1千円、前年度より359万9千円の減、0.7%減となった
- ・増減目立つものが、管渠費の委託料50万2千円で、前年度より467万1千円の減、90.3%減となった。
- ・こちらは、令和7年度で計上していたデータ更新の業務委託がなくなったことによるもの。
- ・次に処理場費の修繕費が449万7千円で、前年度より283万6千円の減、38.7%減となった。
- ・令和7年度は、あらかじめ自家発電設備の修繕費用約290万円が見込まれ、発生対応の緊急修繕工事の費用とは別に計上したが、令和8年度では、事前に見込まれる大きな修繕がなく、その分が減っている。
- ・続いて総係費の委託料が2,392万6千円で、前年度より631万9千円の減、20.9%減となった。
- ・こちらは、長期継続契約以外の、新たに予定する業務委託の入れ替わりによる差異である。
- ・なお新規のもので、汚泥処理棟の耐震診断業務は、国庫補助対象事業であり、700万の補助金も見込んでいる。
- ・料金適正化支援業務は、経営戦略に基づき、令和9年度の公共下水道及び農業集落排水の使用料改定に向けて、コンサル等から、新使用料算定の支援を受けるものである。
- ・次に資産減耗費が1,276万円で、前年度より1,234万6千円の増、2,982.1%増となった。
- ・大幅に増えたのは、スーパーカスミ付近の冠水対策に伴う切廻し工事で、減価償却期間を大幅に残しています管路の除却が発生するためである。

- ・下水道の管というのは耐用年数が50年、旭市の公共下水道は、平成11年度に開始で、償却期間がほぼ半分残っているような状況である。
- ・そのため、管路の入れ替えは当面見込まれないのだが、今回は冠水対策工事によって、まだまだ残存価値を残す下水管の撤去が生じるため、その分がまとめて計上されたということである。
- ・支出の主な説明は以上、令和8年度の収益的支出の合計は5億4,853万7千円となり、前年度より697万1千円の減、1.3%減となった。
- ・これにより、令和8年度の収益的収支差引は3,245万5千円となり、前年度より385万8千円の減、10.6%減となった。
- ・純利益は4,548万3千円となった。

○資本的収入および支出

(収入の部)

- ・企業債は1億3,530万円、前年度より2,500万円の増、22.7%増となった。
- ・こちらは、建設改良費の増額に伴い、下水道事業債の借入れを増やした分である。
- ・次に工事負担金は3,300万円、皆増となる。
- ・こちらは、スーパーカスミ付近の冠水対策に伴う切廻し工事費用で、工事費全額が建設課予算からの負担金となる。
- ・収入の主な説明は以上、令和8年度の資本的収入の合計は、3億142万3千円となり、前年度より6,791万5千円の増、29.1%増となった。

(支出の部)

- ・建設改良費は1億2,715万8千円、前年度より5,758万5千円の増、82.8%増となった。
- ・増減が目立つ主なもので、改良工事費の皆増は、先ほどから説明している冠水対策での切廻し工事である。
- ・固定資産取得費が8,851万7千円、前年度より2,458万4千円の増で、38.5%増となった。
- ・令和7年度の工事内容からの入れ替えに伴う増であり、継続事業のインバータ更新以外は、新規工事であります。
- ・更新理由は、いずれも機器が不調で優先的な更新を必要とするものである。
- ・支出の主な説明は以上、令和8年度の資本的支出の合計は3億9,652万9千円となり、前年度より4,619万7千円の増、13.2%増となった。
- ・これにより、令和8年度の資本的収支差引はマイナス9,510万6千円となり、前年度よりは2,171万8千円不足しないこととなった。
- ・資本的収入額が資本的支出に不足する額9,510万6千円は、減債積立金などで補填することとする。

○質疑応答

- ・委員
委託先業者の選定の方法は。
- ・上下水道課
基本的に価格の決まりがあり、200万円以下では地方自治法の随意契約による見積

合わせ、それ以上の額については、入札で設定している。

・委員

入札形式は全体の何割くらいか。もし何割か不明であればどのような業務が入札となっているか。

・上下水道課

入札形式の主な業務に下水道処理施設の一括運転管理業務がある。こちらは、指名競争入札ではなく一般競争入札である。維持管理については、機械の特殊性や設置した当時の状況を知る関係の業者をお願いすることが、より早く復旧に当たることが出来るので、比較的他の部署より随意契約は多くなる。競争原理の関係上できるものは必ず入札ということを中心に心がけているが、どうしても維持管理上は随意契約が多用される。

(2) 令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算(案)について

○業務の予定量

・経営戦略の数値から見込み、接続件数をはじめ、いずれも微増となった。

○主な建設改良工事

・琴田の処理施設への中継所となる、琴田第一のマンホールポンプ場制御盤更新工事を実施する。

○収益的収入および支出

(収入の部)

- ・営業収益は1,748万8千円、前年度より39万4千円の増、2.3%増となった。
- ・全て、農業集落排水の使用料の下水道使用料で、接続件数の人数見込みから計算している。
- ・営業外収益は7,556万2千円、前年度より176万5千円の増、2.4%増となった。
- ・半数以上を占めるのが一般会計からの繰入金で、他会計負担金は基準内繰入金であり、令和8年度は1,283万6千円、前年度より247万4千円の増、23.9%増、他会計補助金は基準外繰入金で、令和8年度は3,131万9千円、前年度より127万円の増、4.2%増となった。
- ・農業集落排水でも、経営を維持するために、継続的に基準外の繰り入れを行っており、こちらの収益的収入では増えたが、資本的収入の方と合わせますと、令和7年度よりは、180万円ほど減った。
- ・収入の主な説明は以上、令和8年度の収益的収入の合計は9,305万円となり、前年度より215万9千円の増、2.4%増となった。

(支出の部)

- ・営業費用は7,517万3千円、前年度より55万1千円の増、0.7%増となった。
- ・増減目立つものが、処理場費の委託料745万7千円で、前年度より192万7千円の増、34.8%増となった。
- ・こちらは、汚泥運搬業務が今までは市のグリーンパークへ持ち込んでいたことから安価で済んでいたが、許容量に近付いたとのことで、今後は民間の処理場に持っていくことになったため、増えたものである。

- ・次に修繕費が330万円で、前年度より224万4千円の減、40.5%減となった。
- ・令和7年度は、発生対応となる緊急修繕分とは別に、事前に必要とされた処理場の設備修繕を計上したが、令和8年度では、事前に見込まれる修繕がなく、その分が減っている。
- ・続いて総係費の委託料が216万6千円で、前年度より122万6千円の増、130.4%増となった。
- ・この増は、内訳にあります新規事業の料金適正化支援業務によるもので、公共下水道の使用料改定と一緒に行うものである。
- ・次に資産減耗費27万5千円で、前年度より345万8千円の減、92.6%減となった。
- ・令和8年度は工事が1本のみで、減価償却期間も僅かしか残っていないためである。
- ・支出の主な説明は以上、令和8年度の収益的支出の合計は7,872万6千円となり、前年度より37万7千円の増、0.5%増となった。
- ・これにより、令和8年度の収益的収支差引は1,432万4千円となり、前年度より178万2千円の増、14.2%増となった。
- ・純利益は1,595万9千円となった。

○資本的収入および支出

(収入の部)

- ・目立つのが他会計補助金で、令和8年度は12万4千円、前年度より314万5千円の減、96.2%減となった。
- ・こちらは、一般会計からの繰入金の一部だが、一般会計側との協議により、令和8年度の繰入金は、収益的収入と資本的収入の内外合わせて、総額5,500万円となっている。
- ・そのため、その中で、割振っていくのだが、基準内などの優先分を除いていき、最終的の残りがこの額になったということである。
- ・収入の説明は以上、令和8年度の資本的収入の合計は、1,826万5千円となり、前年度より544万4千円の減、23%減となった。

(支出の部)

- ・建設改良費は770万円、前年度より1,414万1千円の減、64.7%減となった。
- ・こちらの支出は改良工事費で、この科目だけだと、前年度より874万円の減、53.2%減となる。
- ・令和8年度中に必要な工事は、こちらの琴田第一マンホールポンプ場の制御盤更新工事のみで、現在、仮設の制御盤で作動させている状態であることから、更新を行うものである。
- ・固定資産取得費は、機械や装置の取得予定がなく、皆減となっている。
- ・支出の主な説明は以上、令和8年度の資本的支出の合計は2,974万4千円となり、前年度より1,472万3千円の減、33.1%減となった。
- ・これにより、令和8年度の資本的収支差引はマイナス1,147万9千円となり、前年度よりは927万9千円不足しないこととなった。

- ・資本的収入額が資本的支出に不足する額 1,147 万 9 千円は、減債積立金で補填することとする。

○質疑応答

- ・委員
令和 8 年度当初予算と令和 8 年度予定損益計算書の同じ項目でも金額が違うのはなぜか。
- ・上下水道課
令和 8 年度当初予算は税込みになっており、一方で令和 8 年度予定損益計算書は税抜きでの計算となっている。
- ・委員
旭市において農業集落排水を使っている地区は江ヶ崎地区と琴田地区以外にあるのか。
- ・上下水道課
農業集落排水は旭市内において先に江ヶ崎地区、次に琴田地区が農業基盤整備の一環で開始したもので、市内では江ヶ崎地区と琴田地区のみ。
- ・委員
公共下水道の管の耐用年数は 50 年とあったが農業集落排水においても同様に考えてよいか。
- ・上下水道課
農業集落排水においても管の耐用年数は 50 年。機械や設備の耐用年数には 7 年、14 年などのものもある。

(3) その他

①使用料改定の想定スケジュールについて

○想定スケジュール

- ・令和 7 年度ですが、9 月に経営戦略の改訂版ができ、使用料の改定が必要であると公表した。
- ・現在、改めて周知を図るため、使用料改定の必要性和経営状況について、広報あさひ 3 月 1 日号での掲載準備を進めているところである。
- ・令和 8 年度からは、市長の諮問機関であります、本運営協議会にて審議いただくことになる。
- ・会議の開催は 5,6 回想定しているが、議論の進捗状況や、皆様の意向により、柔軟に対応したい。
- ・令和 8 年度中には意見を取りまとめ、議会への使用料改定にかかる条例改正案の提出を想定している。
- ・議決されたら、新使用料の周知を行い、令和 9 年度中に施行と見込んでいるところである。

○改定を行う場合の使用料（見込み）

- ・現在の使用料に、経営戦略で見込んだ改定率かけたただけのもので、あくまでも参考となる。

○ 公共下水道使用料（2か月分・税抜）／ 改定率：29.9%増

【現在】		【令和9年度】		
基本料金 (20㎡まで)	超過料金 (1㎡につき)	基本料金 (20㎡まで)	超過料金 (1㎡につき)	
2,400円	21㎡～	130円	21㎡～	169円
	41㎡～	140円	41㎡～	182円
	61㎡～	160円	61㎡～	208円
	101㎡～	180円	101㎡～	234円
	201㎡～	200円	201㎡～	260円
	1,001㎡～	220円	1,001㎡～	286円
	2,001㎡～	240円	2,001㎡～	312円
		3,118円		

※小数点以下四捨五入しています。

○ 農業集落排水使用料（2か月分・税抜）／ 改定率：30.1%増

【現在】		【令和9年度】	
基本料金 (1戸)	人数割 (1人につき)	基本料金 (1戸)	人数割 (1人につき)
3,400円	800円	4,423円	1,041円

※小数点以下四捨五入しています。

○改定の必要性

- ・旭市の公共下水道と農業集落排水は、原則使用料で賄う公営企業会計を適用しており、市税などで様々な行政コストを賄う一般会計とは区別され、独立採算制となるが、使用料収入だけでは賄えず、不足分を補うため、一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- ・使用料収入で賄うべき経費を、どの程度賄えているかを表す経費回収率と呼ぶものがあるが、公共下水道で約40%、農業集落排水で約50%となっており、経営状況は非常に厳しい。
- ・国の基準により、一般会計からの繰り入れは認められているが、旭市では基準にはない繰り入れ、基準外繰入金を続けて経営を維持しており、両事業合わせると、基準外繰入金は毎年2億7,000万円にも上る。
- ・このまま基準外繰入金が続くと、一般会計を圧迫し、ほかの事業への影響が懸念されるほか、公平性の確保もできなくなるため、経費回収率の改善、基準外繰入金の縮小が必要である。
- ・いずれも事業開始から25年以上、一度も使用料を上げずに運営してきたが、今後も事業を継続するには、これまで以上の経営努力は当然ながら、使用料の引き上げも避けられない状況になっている。
- ・そこで、昨年の経営戦略の改訂版にて、令和9年度には、使用料の30%増の改定が必要であるとしたのが、現在までの経緯である。

○質疑応答

- ・委員

30%の値上げでは足りなく、仮に100%の値上げでも営業収益を賄えない。独立採算制を続けるには根本的に経営の改善を行わなければ将来的に維持することはできないのでは。

- ・上下水道課

皆様からの諮問を経て作成した経営戦略で示す目標を目指すため、使用料改定の実施を予定しているが、実施に当たり市としても経営改善や効率化を踏まえて、今後使用料改定について慎重かつ効率的な話し合いを進めて参りたいと考えている。

- ・委員

経営が厳しいのは旭市だけでなく全国的にいえるのか。

- ・上下水道課

全国的に厳しい状況である。

7 閉会